

# AR空間は誰のもの？

—地中権、空中権、排出権、AR権??

人間の欲望とどう向き合うか

2010年3月10日

牧野二郎

# 頭を柔らかく、想像してみましよう

ARにおける法的視点の検討の前提として 権利の多様性を見る

新しい権利のあり方

地中権・・・所有権は地上、地中に及ぶ・・・大原則「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」民法207条

大深度地下使用法・・・地表から40m、支持地盤から10mより下であれば、公共性を有する事業に限り、事前の補償なく利用できる、とするもの

環境権・・・人(生物)が生きてゆくための優良な環境整備を求める権利

排出権・・・経済協力開発機構OECDの機関、環境政策委員会EPOCの策定した政策であり、国際条約の意味と、国内規制法への反映を求める意味を持つ良好な環境性能を保証することが目的

国家が、総排出量を設定して、それを企業などに分配。分配方法は割り当てやオークションを検討

# 月の土地って、買えましたっけ？

空中権・・・国家レベル・・・国家領域(領土、領海) 例外 南極、公海  
空間の権利として領空 例外 公空  
宇宙空間 ー宇宙飛行の自由(宇宙条約)

月の土地の売買が行われているが・・・

「月、その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行われるものであり、全人類に認められる活動分野である。」(同条約第1条)

空中権・・・私的所有・・・空間は不動産である。水平、垂直に区分される。  
他の不動産と同様に課税される (米国州法)

(地下又は空間を目的とする地上権)

第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。

2 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。

空番、空目、空積、 道路上空の利用 空港の飛行機の航路の上空の権利

# AR(拡張現実)の権利関係

では、サイバースペース？ AR(拡張現実)の法律関係はどうか？

## 1. 法的視点 法的権利義務の対象とすることができるのか

仮想空間を固定(確定)できるか

範囲(ひろがり)を固定、確定できるか・・・管理可能か

排他性を有するか・・・実質的に支配可能か

あるレイヤーであれば、管理可能であり、排他性があるとすれば、権利対象となる可能性がある

⇒ セカンドライフ 土地売買と登記(管理) 売買、転売可能

仮想空間だが、拡張現実ではなく、現実の基盤がない空間(別世界)の 設定・・・  
神の領域か？

土地の権利と言っているが、そして類似しているイメージだが、実は仮想空間のある領域の利用権(場の管理者との間の利用権設定という債権債務関係)を言っているものと思われる。

現実には、仮想ゲームの一つで終焉を迎えたのではないか。

利用者が集まれば、ニフティのフォーラムのようにお祭りだが、人が去って閑古鳥状態となると利用権を持っていても、有効利用ができない結果になる。

# ARの現実性

## 2. AR(拡張現実)と、セカンドライフとの違い

唯一の現実との紐付け、依拠という事実がポイント

拡張現実が、全て、現実の地理、位置、空間、人に帰属すること

## 3. Googleストリートビューとの違い

Googleストリートビューの場合には、現実を地図に落とす。地図の管理者(Google)が、その地図の管理権限を持ち、責任を持つことになるはず。あくまでも仮想空間(地図)が基本

ARの場合は、立体、多層構造の情報レイヤーが、地図に落とされるのではなく、現実の緯度経度などで現実の場所に一致するものとして、特徴付けられる。その意味では、現実の情報に位置付けてゆく

⇒ ハードディスクの数(ブラウザの数)だけ、拡張現実があるということか？

⇒ 現実空間の上に、拡張空間が多層的に展開される？

⇒ 果たして管理可能なのか？全く管理できなければ混乱する？

# しかし、相当微妙なのではないか

## 4. ARの空間の権利として

土地、建物、所有者の権利の拡張領域に位置している

⇒ 土地所有者などは、全ての拡張現実に対して権利主張できるのか

⇒ 土地などの所有権の及ぶ範囲といえるか

利用者に見えると言っても、土地空間上にあるわけではなく、他の位置にある可能性も高いが・・・

それとも特定の土地、建物、人、を特定して関連付けたか、  
名誉毀損表現のようなもの

特定の土地や建物と結びつかない空間は自由に売買できるか  
商業的取引対象となる？

情報空間、リンク、その他の付加情報

例えば「駅」という場所と、「時刻表」「運行状況」、各種の広告

公道に浮かんだ広告塔などは、どう取り扱うか

土地と関連しない、情報空間の支配性はあるのか、排他性はあるのか？

# 公共圏概念との関係

## 公共圏概念との関係

公共圏という空間の一つ、電子的空間概念か

前提としての「公共圏」概念 「コミュニケーションを中心的要素とする空間概念」

市民社会論・・・権力から区別され、非強制的な共同社会の空間・・・

国家に対して、経済とか市場という領域を別個に設定(マイケル・ウォルツァー、平地秀哉)

公共圏・・・コミュニティ、ネットワーク

「自由な言論を担う主体が、公開性、批判性、対等性、持続性という特徴を伴って参加するような討論空間」(船橋晴俊) 科学的討論空間

地域生活圏 NHK「難問解決ご近所の底力」なども興味深い

政府(為政者)⇔消費者、国会⇔法律、法律=適用される人々、

予算立案(官僚)⇔何も知らない国会議員、 国家計画⇔何も知らない議員

情報の集中(情報過多)⇔誰も理解できない(組織的能力不足)

公共圏という、ある種のアンチテーゼ⇒これが公権力行使に影響を与えられるのか  
果たして、問題解決なのか？

# 権利義務の衝突は、 人間の欲望が誘因となる

人間の欲望とどう向き合うのか

法律は、特に私法は、欲望のぶつかり合い、対立の中で、その調整機能として、提案され、利用されてきた。

争いのないところに法律もないわけで、豊かな法律があるということは、それだけ壮烈な争いが充満しているという意味でもある。

欲望との向き合い方

対立⇒法律による調整が必要

対立の基本要素を明確にして、そこから解決を図ると、予防法学的に機能し、対立を未然に防止することを可能とすることができる。

欲望(人より先に、より多くを、より楽をして、より楽しみたい)は、秘密裏に醸成すると強く、執拗になる。疑心暗鬼という現象

欲望を、公開し、共有することで、互いに制限しあうことが可能となる。可能性を議論し、その方向について議論する、問題点を洗い出す、最も合理的な対策を編み出す、その議論を続ける(常に、議論し、改善し、柔軟に対応し、決して硬直させない)

# 拡張するビジネスモデルの課題

Augmented Enterprising 拡張するビジネスモデル

イノベーション連鎖を引き起こすために・・・

これからのビジネスの拡張において、してはならないこと、すべきこと

してはならないこと

無視しない、軽視しない、怒らせない

無駄な戦いはしない(訴訟はしない)

すべきこと

接触すること、会うこと、提案すること

ビジネス連鎖のために最も重視すべきこと

特許の活用関係でいえば、特許だけではイノベーションにつながらない

必要なことは、失敗経験から学ぶこと、マーケットの速度を読むこと

心が動く働きかけ、次の行動の誘因